令２医務保険第１０１５号

令和２年(2020年)１２月２８日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための

体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班　竹永

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939

　なお、本県の接種体制については検討中であり、別途担当課からお知らせします。